

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市万代市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 35 号

新潟市万代市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市万代市民会館条例（平成 3 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

（単位 円）

区分		室名等	多目的ホール	音楽練習室 1	音楽練習室 2・3
平日	午前（午前 9 時から 正午まで）		5,850	1,560	910
	午後（午後 1 時から 午後 5 時まで）		9,750	2,080	1,430
	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）		13,650	2,860	2,210
休日 土	午前（午前 9 時から 正午まで）		8,450	1,950	1,300
	午後（午後 1 時から 午後 5 時まで）		11,700	2,860	2,210

曜日	夜間（午後5時30分から午後9時30分まで）	17,550	3,510	2,860
----	------------------------	--------	-------	-------

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

（単位 円）

室名	1回
和室	520
会議室	780
大研修室	1,040 (一部を利用する場合は、780円とする。)
研修室	780
視聴覚室	1,040
美術工芸室	1,560
プレイルーム（専用利用する場合に限る。）	1,950
保育室（保育以外の目的で専用利用する場合に限る。）	1,040

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表第1及び別表第2の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市万代市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市万代市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の多目的ホールの利用について当該利用の許可を受けているものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。